

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答書)

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実を進めてください。

憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、住民の福祉の増進のため、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実を推進しています。(福祉部福祉課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

①ア 平成21年度からの3年間は介護保険の第4期計画にあたり、現在、介護保険事業計画策定員会において検討中です。(福祉部長寿課)

イ 平成15年度から、保険料の所得段階が1段階又は2段階（18年度からは1から3段階）で、年間収入が60万円以下であって、市民税が課税されている人に扶養されておらず、資産を活用してもなお生活に困窮している第1号被保険者を対象とした減額制度を実施しています。(福祉部長寿課)

②ア 低所得の利用者に対する利用料の軽減措置については、国の方針に従って実施します。市単独では、居宅サービス利用料の助成を行っています。(福祉部長寿課)

③ 要支援、要介護1の方に対する福祉用具の貸与については、国の方針に従って実施します。軽度者であっても状態像に応じ介護予防福祉用具の貸与が可能です。また、同居家族かいいる場合の生活援助や院内介助についても、一律に制限せず、適切なケアプランに基づき判断するよう今後とも関係者に周知していきます。(福祉部長寿課)

④ 当市では平成21年度新規に特別養護老人ホームが1ヶ所開設されます。今後も介護保険事業計画に沿い施設・在宅サービスの基盤整備に努めます。(福祉部長寿課)

⑤ 国において介護労働者の賃金・労働条件の改善に対し、介護報酬の引き上げなど検討されているところです。市単独の財政的な支援は考えておりません。(福祉部長寿課)

(2)高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、心身、環境などの状況を調査、分析し、他のサービスとの利用調整を図った上で月～金曜日の週5回以内の昼食を宅配しています。閉じこもり予防の会食（ふれあい）方式は、市内6箇所の宅老所にて提供しています。（福祉部長寿課）

②ア 介護タクシーや福祉タクシー、くるりんバス等の制度があります。老人クラブ加入者ならば、福祉センターへの送迎バスが利用できます。（福祉部長寿課）

平成18年12月より、高齢者等の社会参加を促進するため「六万石くるりんバス」を運行しています。（市民部市民課）

イ 宅老所へは年額16万円の委託料を支払っています。また、高齢者交流広場や老人の家を高齢者の無料で解放しています。（福祉部長寿課）

（3）障がい者控除の認定について

① 障害者控除対象者認定書において、認定するためには、訪問調査結果確認表の障害高齢者自立度と認知症高齢者自立度を確認しています。（福祉部長寿課）

② 確定申告の時期に、広報で案内をしています。（福祉部長寿課）

2 高齢者医療の充実について

① 後期高齢者を対象に実施しております。（福祉部保険年金課）

② 国の新たな基準は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限ってとなっております。具体的な基準は広域連合と協議していきます。（福祉部保険年金課）

③ 愛知県の動向を見守りたいと考えております。（福祉部保険年金課）

④ 国保加入者と同等です。（福祉部保険年金課）

3 子育て支援について

① 愛知県の動向を見ながら、検討してまいります。（福祉部保険年金課）

② 20年4月1日から妊婦を対象にした健康診査の公費負担を2回分から7回分に変更しました。（福祉部保健センター）

4 国保の改善について

①ア 国保財政も厳しい折、現在は減免条件の拡充は考えておりません（福祉部保険年金課）

イ 厳しい国保財政を考慮いたしますと、現在は考えておりません。（福祉部保険年

金課)

- ウ 現在は、減免条件の拡充は考えておりません（福祉部保険年金課）
 - エ 国保財政も厳しい折、現在は減免条件の拡充は考えておりません（福祉部保険年金課）
- ②ア 国民健康保険法に従い、災害等特別な事情により保険税を納付することが困難と認められる場合を除き、資格証書を交付しております。ただし、子ども医療該当者には、資格証書を交付しておりません。（福祉部保険年金課）
- イ 適正に課税されております保険税は、法律に基づいて、適正に徴収しております。（総務部税務課）
- ③ 口座振替で納税の実績がある場合を除き年金から天引きとなります。（福祉部保険年金課）
- ④ 減免条件の拡充は考えておりません（福祉部保険年金課）

5 障がい者施策の充実について

- ① 国の制度に準じ実施します。（福祉部福祉課）
- ② 補装具につきましては、国の制度に準じ実施します。移動支援につきましては、日常生活用具を除く地域生活支援事業にかかる利用料を合算し、負担上限額を適用しています。日常生活用具につきましては、低所得1の方は自己負担割合を4%に、低所得2の方は6%に軽減しています。利用料は補装具と合算し、負担上限額による軽減を実施しています。（福祉部福祉課）
- ③ 策定に当たり実状の把握に努めます。また、西尾市障害者福計画等推進委員会を開催し、障害者・家族や関係者のご意見を聞き、第2期障害福祉計画についても推進委員会の中で検討していきます。（福祉部福祉課）

6 健診事業について

- ① 今年度より特定健診が始まり無料で実施しておりますが、各種がん検診についてはそれぞれ自己負担金をいただいております。がん検診にかかる費用の1/3程度の受益者負担はご理解いただきたいと考えております。
現在、特定健診につきましては、個別医療機関委託、集団方式で事前予約して実施しております。各種がんにつきましては、集団方式で期間を限定して実施しております。歯周疾患検診につきましては、個別医療機関委託で事前予約して実施しております。実施期間を通年にすることは、検診会場や委託機関の都合もあり非常に困難であ

ると考えております。(福祉部保険年金課) (福祉部保健センター)

- ② 歯周疾患検診については40、50、60、70歳の方を対象に年1回無料で実施しております。(福祉部保健センター)

7 地方税の徴収について

- ① 公的年金を受給している納税義務者に係る個人住民税については、地方税法で特別徴収の方法により徴収することが義務づけられております。(総務部税務課)

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1 国に対する意見書・要望書

- ① 国の動向を見守りたいと考えています。(福祉部保険年金課)
② 近隣市町村の動向を見守りたいと考えております。(福祉部保険年金課)
③ 国の動向を見守りたいと考えております。(福祉部長寿課)
④ 国の動向を見守りたいと考えております。(福祉部保険年金課)
⑤ 消費税の引き上げについては、国で方針が決められることでありますので、意見として聞いておきます。(総務部税務課)
⑥ 医療費抑制策の見直しをしていただきたい。(市民病院管理課)

2 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 近隣市と協議の上歩調を合わせていきたいと思います。(福祉部保険年金課)
② 近隣市と協議の上歩調を合わせていきたいと思います。(福祉部保険年金課)
③ 近隣市と協議の上歩調を合わせていきたいと思います。(福祉部保険年金課)
④ 近隣市と協議の上歩調を合わせていきたいと思います。(福祉部保険年金課)
⑤ 意見書等の提出については、機会があれば国保団体関連の組織などを通じて行っていきたいと思っております。(福祉部保険年金課)
⑥ 近隣市と協議の上歩調を合わせていきたいと思います。(福祉部保険年金課)
⑦ 国の制度に準じて実施しますので、提出しません。(福祉部福祉課)

3 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 機会を捉えてご意見は伝えさせていただきます。(福祉部保険年金課)
② 機会を捉えてご意見は伝えさせていただきます。(福祉部保険年金課)
③ 国の基準は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って

適用するとなっておりますので、何らかの事情で支払い困難な方に対しても一律に交付するものではないことを連合も承知しております。これを踏まえて、交付基準等は今後連合と調整していきたいと思います。（福祉部保険年金課）

- ④ 機会を捉えてご意見は伝えさせていただきます。（福祉部保険年金課）
- ⑤ 機会を捉えてご意見は伝えさせていただきます。（福祉部保険年金課）